



国際ビルサービス株式会社

国際ビルサービス株式会社（以下、「当社」「当代理店」という。）は、損害保険・生命保険商品を代理店として取り扱うに際し、「勧誘方針」「比較説明・推奨販売に関する方針」「利益相反管理方針」等を、次のように定めます。

勧誘方針

当代理店は、保険商品その他金融商品の販売等の勧誘に際し、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき次のとおり勧誘方針を定めていますことをご案内いたします。

1. 保険商品その他金融商品の販売等に当たっては、各種法令等を遵守し、適正な販売に努めてまいります。
 - ・ 保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令を遵守いたします。
 - ・ お客さまにご理解いただける適切な勧誘を行えるよう、自己研鑽に励み、商品知識等の修得に努めます。
2. お客さまが適切な保険商品その他金融商品を選択できるよう常に努力してまいります。
 - ・ お客さまの保険商品その他金融商品に関する知識、ご購入経験、財産状況およびご契約締結の目的等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に適合した説明に努めます。
 - ・ お客さまと直接対面しない保険販売（例えば通信販売等）を行う場合におきましては、説明方法等に工夫を凝らし、お客さまにご理解いただけるよう努めます。
3. 保険商品その他金融商品の販売等に際しては、お客さまの立場に立ってお客さま本位の勧誘に努めてまいります。
 - ・ お客さまへの勧誘に際しては、お客さまの意向に沿って、ご無理のない時間、場所等十分な配慮に努めます。
 - ・ お客さまからの様々なご意見等の収集に努め、保険商品その他金融商品の販売等に反映していくよう常に努力します。
4. 保険事故発生に際しては、お客さまのために適正、円滑な手続きを支援してまいります。
 - ・ 万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のご請求手続きに際し、迅速かつ的確に処理するよう努めます。
 - ・ 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険商品その他金融商品の販売等を行うよう常に努力してまいります。

なお、お客さまに関する情報は適正に取り扱い、プライバシーの保護を図ります。

制定 2026年4月1日

国際ビルサービス株式会社
代表取締役社長 鳥谷 尚道



国際ビルサービス株式会社

比較説明・推奨販売に関する方針

当社は、複数の保険会社の保険商品を取扱う代理店につき、お客様への保険商品の選択にあたっては以下の販売方針といたします。

1. 新規契約について

(1) 自動車保険

- ・自動車保険は所属保険会社3社（東京海上日動火災保険株式会社、共栄火災海上保険株式会社、損保パン株式会社）の商品からお客様のご意向に沿って商品を選別し、推奨商品をご提案する経営方針です。

(2) 火災保険

- ・火災保険は、所属保険会社3社（東京海上日動火災保険株式会社、共栄火災海上保険株式会社、損保ジャパン株式会社）の商品からお客様のご意向に沿って商品を選別し、推奨商品をご提案する経営方針です。

(3) 傷害保険

- ・傷害保険は、所属保険会社3社（東京海上日動火災保険株式会社、共栄火災海上保険株式会社、損保ジャパン株式会社）の商品からお客様のご意向に沿って商品を選別し、推奨商品をご提案する経営方針です。

(4) 上記以外の保険

- ・上記以外の保険商品については、取扱可能な商品をすべて説明の上、お客様に選択していただく経営方針です。

2. 既存契約について

- ・継続契約については、お客様が現在の保険会社商品を希望する場合には、当該保険会社商品をご提案します。

3. その他

- ・お客様が取扱保険会社のうち特定の損保会社商品を希望される場合は、当該希望商品をご提案します。

制定 2026年4月1日

国際ビルサービス株式会社
代表取締役社長 鳥谷 尚道

国際ビルサービス株式会社 利益相反管理方針

当社は、当社が行う取引によって利益相反が発生した結果、お客様の利益が不当に害されることがないように、以下のとおり利益相反管理を行います。

お客様にお手数をおかけする場合がありますが、ご理解賜りますよう、よろしくお願い致します。

1. 利益相反取引等の特定方法

本方針の対象となる利益相反取引とは、「当社が不当な利益を得るために、お客様が不当な不利益を被るもの」など、お客様の利益または信頼を損ねる取引をいい、特に当社が行う建物・施設・設備に付随する修理等の費用が損害保険の保険金として支払われる場合において、このような取引とならないよう注意します※。管理対象とする利益相反取引は、利益相反管理責任者が当社の業務実態等を踏まえ特定します。

※例えば、お客様に対し、修理費等が保険金により支払われる場合に実際よりも高い金額で修理費用を請求する行為（過大請求）や、実際には存在しなかった損傷等をあつたものとして費用を請求する行為（保険金詐欺）等が該当します。

2. 利益相反取引等の類型

想定する利益相反取引の類型は以下の場合です。

- ・当社が利益を得るために、お客様の利益を害する場合
- ・特定のお客様の利益を優先することで、他のお客様の利益を害する場合
- ・お客様に関する情報をお客様の同意なしに利用して、当社が利益を得る場合、または他のお客様が利益を得る場合

3. 利益相反管理の方法

建物の修繕・復旧・補修工事等行う際に、以下の対応を行うことで、利益相反取引を厳重に管理します。

- ・お客様の建物・施設・設備工事を実施する際には作業内容・作業範囲・工程・工事費等を説明して同意をいただき、目的物の引渡しの際には作業結果を説明してご確認をいただきます。
- ・作業内容を記録するため、必要に応じて作業前後の写真撮影を行います。
- ・作業内容の記録等は、後日確認できるよう当社で保管し、保険金支払手続き等に必要な場合は損害保険会社に提出します。

4. 利益相反管理の体制

利益相反管理を適切に行うため、当社代表取締役 鳥谷 尚道 を利益相反管理責任者と定め、定期的に利益相反管理の有効性を検証し、改善してまいります。また、利益相反管理方針を公表して周知徹底するとともに、社内研修を通じて役員および従業員の意識向上に努めます。

制定 2026年4月1日